

令和3年度

士幌町認定こども園・中士幌保育園入園申込について

士幌町認定こども園（2号3号認定・1号認定）及び中士幌保育園に令和3年4月1日以降に入園（以下入園）を希望する児童の保護者の方は、次により入園申込の手続きをしてください。

※2・3号認定の児童（特に0～2歳児）については入園の申し込み後、保育室の面積基準及び保育教諭の数などの実際の受け入れ可能数を超える申し込みがあった場合は、利用児童数を4・5ページの「保育施設等利用調整基準」に基づき調整（入園申込書により保護者の就労状況などを考慮し、保育の必要性が高いかどうかという点に基づき調整）させていただく場合があることをご了承ください。

1 《提出する書類》

- (1) 『認定こども園（2号3号認定・1号認定）・中士幌保育園 支給認定申請書兼入園申込書』
申請書裏面に記載してある「記入上の注意」をよく読み、正しく、漏れなく記入してください。なお、4名以上の入園希望がある場合には子ども課総務係に申し出てください。
- (2) 『勤務証明書（別添記載例有）』（士幌町認定こども園（1号認定）以外）
入園を希望する児童の世帯の中で、就職しているあるいは就職を予定していて就職先が決定している場合に事業主の証明を受け、申込書に添付してください。共働きの場合は、それぞれの勤務証明書が必要になります。なお、自営業の方についても（会社・法人などの組織の場合は、その代表印）勤務証明書が必要になります。
- (3) 『上記勤務証明書以外の主な添付書類』（士幌町認定こども園（1号認定）以外）
申込書の記載事項を確認するため次のような関係書類の提出をしていただきます。また、保育認定期間の確認のため連絡をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

保育の認定基準(保護者等の状況)及び認定期間	提出書類 (担当でコピーをとらせていただきます)
◎妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 →出産予定日を基準として原則、産前産後8週間 ※詳細裏面「保育認定期間参考例①」を参照	母子手帳など（出産予定日が確認できる部分）
◎疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。 →療養を必要としなくなるまで	育児が困難な状況・疾病名・期間が記載されたもの→診断書・特定疾患受給者証・身体障害者手帳など
◎同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。 →介護を必要としなくなるまで	親族の要介護度などのわかるもの
◎求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。→90日間（再延長P2例①参照）	ハローワークの登録証など
◎教育施設（大学・職業訓練学校など）に在学していること。→在学期間中	在学証明書・学生証明書
◎育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。 →育児休業期間中	育児休業証明書（※勤務証明書に記載があれば省略できます。）

(4) 『課税状況関係書類』

入園申込書において同意していただく住民税額などの情報に基づき保育料（利用者負担額）を決定することになります。次のような方はマイナンバーの提示又は課税所得証明書などの住民税額（所得割額・均等割額）の分かる書類の提出が必要となります。

①令和2年1月1日以降に転入された世帯→前住所地のもの

②父母いずれかが町外に住民票をおいている方→当該住所地のもの

※マイナンバーの提示の場合は、子ども課総務係まで直接お申し込みください。提示の際は運転免許証などの身分証明書もご持参ください。

(5) 『その他の確認書類』

特別児童手当の対象児及び障害者手帳を児童がお持ちの場合、当該手帳などを提示してください。

ひとり親家庭の（未婚のひとり親含む）場合、戸籍などの確認書類の提示を求める場合があります。

保育認定期間の参考例

例① 求職活動中の要件で申込書を提出→90日間

○4月1日入園の場合 → 6月末期限の認定証を発行

6月末までに勤務証明書を提出してください。期限を過ぎた場合原則退園、こども園に在籍する3歳以上の児童の方は短時間型への変更をしていただきます。

※ 新型コロナの状況が落ち着くまで、再認定を行う場合があります。詳細担当まで

例② 妊娠・出産の要件で申込書を提出

→原則産前産後8週間（産後については8週間を経過する日の翌日の属する月の末日を原則期限としますが、当該末日までに再度申請・面談により母子の状況に応じ最長4ヶ月まで延長可能とします。合計で約6ヵ月）

○4月1日入園で、出産予定日が4月21日の場合（6月17日が経過する日）

→6月30日末期限の認定証を発行

期限を過ぎた場合原則退園、こども園に在籍する3歳以上の児童の方は短時間型への変更をしていただきます。

○期間を最長4ヶ月延長する場合 → 10月末期限の認定証を発行

期限を過ぎた場合原則退園、こども園に在籍する3歳以上の児童の方は短時間型への変更をしていただきます。

2 入園申込申請後の変更について

次のような変更があった場合は子ども課総務係又は中土幌保育園に必ずご連絡ください。変更の内容によって次に記載の書類を提出していただくことになります。

主な変更の内容	提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ・町内で転居・町外に転出するとき ・世帯構成に異動があったとき (結婚・離婚・同居家族の増減など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定変更届出書
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事をやめた(求職中になった) 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定変更申請書 ・求職活動を継続的に行っている場合→ハローワークの登録証の写しなど
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事を始めた・勤務先が変わったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定変更申請書 ・勤務証明書
<ul style="list-style-type: none"> ・産前産後休業 (原則産前産後各8週間) ※詳細上記「保育認定期間参考例②」を参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定変更申請書 ・母子手帳などの写し
<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業中に保育の継続が必要なとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定変更申請書 ・育児休業証明書 (※勤務証明書に記載があれば省略できます。)
<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業が終了し、仕事に復帰するとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定変更申請書 ・勤務証明書
<ul style="list-style-type: none"> ・町外に居住していた方で、その市区町村で課税された税額に変更があった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定変更申請書 ・マイナンバーの提示又は課税証明書
<ul style="list-style-type: none"> ・その他家庭の状況に変化があった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給認定変更申請書 又は支給認定変更届出書 必要に応じ添付書類

※ 支給認定変更申請書及び変更届出書については、子ども課総務係にあります。

3 《入園申込書及び添付書類の提出期日》 **令和2年11月20日(金)まで**
提出期日後に申し込みをされた場合又は添付書類がない場合などは、入園できないことがありますので、必ず期限内にお申し込みをお願いします。

4 《入園申込書及び添付書類の提出先》
子ども課総務係(町認定こども園内 ☎5-2364)又は中土幌保育園(☎7-4446)

保育施設等利用調整基準

利用調整は、次の表区分①～⑩の基準点数と区分⑪の調整点数の合計により行います。合計点数が同順位の場合は、別添（２）の優先順位の決定基準表に基づき利用予定者を決定します。

利用調整をした場合の結果については、**12月21日（月）**までに文書で通知します。

別添（１）

区分	保護者等の状況(※1)			基準点数	父	母	平均	
①	居宅外就労 (1月の就労時間数が48時間以上)	週平均5日以上就労	日中の就労時間が7時間以上	10				
			日中の就労時間が6時間以上	9				
			日中の就労時間が5時間以上	8				
			日中の就労時間が4時間以上	7				
			日中の就労時間が4時間未満	5				
		週平均3・4日の就労	日中の就労時間が7時間以上	8				
			日中の就労時間が6時間以上	7				
			日中の就労時間が5時間以上	6				
			日中の就労時間が4時間以上	5				
			日中の就労時間が4時間未満	4				
	上記以外の就労	日中の就労時間が7時間以上	6					
		日中の就労時間が6時間以上	5					
		日中の就労時間が5時間以上	4					
		日中の就労時間が4時間以上	3					
	単身赴任による就労			10				
	居宅内就労 (1月の就労時間数が48時間以上)	週平均5日以上就労	日中の就労時間が7時間以上	9				
			日中の就労時間が6時間以上	8				
			日中の就労時間が5時間以上	7				
			日中の就労時間が4時間以上	6				
			日中の就労時間が4時間未満	4				
週平均3・4日の就労		日中の就労時間が7時間以上	7					
		日中の就労時間が6時間以上	6					
		日中の就労時間が5時間以上	5					
		日中の就労時間が4時間以上	4					
		日中の就労時間が4時間未満	3					
上記以外の就労		日中の就労時間が7時間以上	5					
		日中の就労時間が6時間以上	4					
		日中の就労時間が5時間以上	3					
		日中の就労時間が4時間以上	2					
②	妊娠中・出産後間がない(産前産後8週間 産後については8週間経過する日の翌日が属する月の末日まで)			9				
③	保護者等の 疾病・障害	入院中		10				
		自宅療養	常時臥床	10				
			一般療養	医師がおおむね1か月以上加療(安静)を要すると診断したもの	9			
	その他	疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を必要とするもの	3					
	身体障害	1・2級	身体障害者手帳を所持する者及び同程度と判断できるもの	10				
		3級		7				
4級		5						
④	同居親族の 介護等	入院付添		10				
		居宅内看護		8				
		上記以外の介護		6				
⑤	災害復旧	家庭の災害(火災、風水害等で家屋が失われ、復旧に当たっている場合)			10			
⑥	求職活動	90日間(起業準備を含む。)			3			
⑦	就学(職業訓練等を含む。)	週4日以上かつ日中の就学時間が7時間以上		8				
		週4日以上かつ日中の就学時間が6時間以上		7				
		週4日以上かつ日中の就学時間が5時間以上		6				
		週4日以上かつ日中の就学時間が4時間以上		5				
⑧	虐待・DV	要支援家庭			緊急入所			
⑨	育児休業	育児休業取得時に既に保育を利用していること。			9			
⑩	その他	児童福祉の観点から特に保育の必要性が高いと判断した場合			※1			

※ 養育する者が祖父母だった場合等は当該者を「父」欄又は「母」欄に当てはめて算定する。

※1 「⑩ その他」の類型は、当該児童・世帯の状況に応じて、町長が判断する。

区分	保護者等の状況			調整点数	父	母	平均
⑪	世帯の状況	世帯の事情(加算)	母子家庭	父の死亡、離別、行方不明、拘禁	5		
			父子家庭	母の死亡、離別、行方不明、拘禁	5		
			生保家庭	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	3		
			その他	家庭の危険度及び経済的困窮	3		
	世帯の事情(減算)	その他	居住区域に保育施設等があり、居住区以外の保育施設等に通う場合	-1			

別添(2) 優先順位の設定基準表

運用順位	世帯の状況
①	ひとり親世帯
②	生活保護法による被保護世帯
③	保育士又は幼稚園教諭の資格を有し、かつ町内の保育施設等で就労している保護者のいる世帯
④	前年度からの継続児がいる世帯
⑤	入所の申込を行った保育施設等に兄弟姉妹が在籍している世帯
⑥	養育している児童(小学生以下)が多い世帯
⑦	経済的困窮度の高い(入所予定年度を基準とした前年度の町民税所得割額が低い)世帯

入園申込みから決定までの流れ

